



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大について

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 教育訓練給付の意義

- 平成10年雇用保険法改正により、新たに「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故とした上で、その場合における労働者の雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付を創設。

## <改正の背景>

- 産業構造の変化、**企業の高付加価値化・新分野転換等**に伴い、これまで以上に高度で幅広い職業能力が求められている中で、企業内職業訓練に対する支援や公共職業訓練の充実等が図られてきたが、多様な職業能力の開発は画一的・一方的な教育訓練だけでは行なうことが難しく、**労働者個々人の選択と主体的な取組**という手法が加わることによって初めて十分になし得るもの。
- また、産業間・企業間の労働移動が増加し、**企業における実力重視の傾向も強まり**を見せており、労働者の雇用の安定、就職の促進等を図る上で、**労働者個々人による主体的な職業能力開発が重要不可欠な意味**を有するようになり、また、それに対する労働者自身のニーズも急速に高まっている。
- こうして、**労働者個々人の主体的な職業能力開発の促進は、労働者に共通の雇用上の課題**として認識されるに至り、**被保険者としての個々の労働者に共通して発生する雇用に関する問題（リスク）**に対処する仕組みである失業等給付により措置することが必要かつ適当な状況が生じた。
- 労働者が主体的な職業能力開発を行う場合の障害として最も多いのが時間面の制約と費用面の制約であることを踏まえ、労働者が主体的に職業能力開発を行った場合に、自ら負担した職業能力開発に係る費用の一部を支給する教育訓練給付が失業等給付として創設されることとなった。

# 教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	<b>専門実践教育訓練給付</b> ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	<b>特定一般教育訓練給付</b> ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	<b>一般教育訓練給付</b> ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。  ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、 <u>受講費用の20%</u> <u>（上限年間16万円）</u> を追加支給。	<u>受講費用の40%（上限20万円）</u>	<u>受講費用の20%（上限10万円）</u>
支給要件	<input type="radio"/> <b>在職者又は離職後1年以内</b> （妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 <input type="radio"/> <b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b> （初回の場合、専門実践教育訓練給付は <b>2年以上</b> 、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は <b>1年以上</b> ）		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</li> <li>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>③ 専門職大学院</li> <li>④ 大学等の職業実践力育成プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</li> <li>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座<b>経済産業省連携</b></li> <li>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</li> </ul>	<b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</li> <li>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</li> <li>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> </ul>	<b>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</li> <li>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕</li> </ul>

(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

# 教育訓練給付金の支給手続の流れ

- 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給申請者は、訓練の実施前に、**キャリアコンサルティングを受ける必要**がある。
- 特定一般教育訓練及び一般教育訓練は、**受講修了後一括申請**。
- 専門実践教育訓練は、**6か月ごとに申請**。訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、雇用された日の翌日から1か月以内に追加支給分を申請。

## 専門実践教育訓練

## 特定一般教育訓練

## 一般教育訓練

### 訓練前キャリアコンサルティング

訓練受講前に職務経歴の棚卸や自己理解の促進、キャリア形成の方向付けを行い、職業生活における目標等に照らし、希望する教育訓練がキャリア形成に資するものであるかを考えるため、ジョブ・カードを活用し、実施。

### 受給資格確認（受講開始日の1か月前までに、ハローワークで実施）

### 講座の受講

### 支給申請（50%分）

講座受講中、講座開始日から6か月毎

### 講座の修了

### 支給申請（50%分）

（残りの期間）修了日の翌日から1か月以内

### 資格取得等、就職・雇用

### 支給申請（20%分）

### 講座の受講・修了

### 支給申請（50%分）

修了日の翌日から1か月以内

一年以内

※ 資格取得が目標に設定されておらず、学位取得や受講修了が講座の目標とされている場合は、その学位取得又は講座修了をもって、資格取得と同等と扱い、追加給付を行っている。

# 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

## 【背景】

- 主体的なり・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。  
(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。



## 【対応】

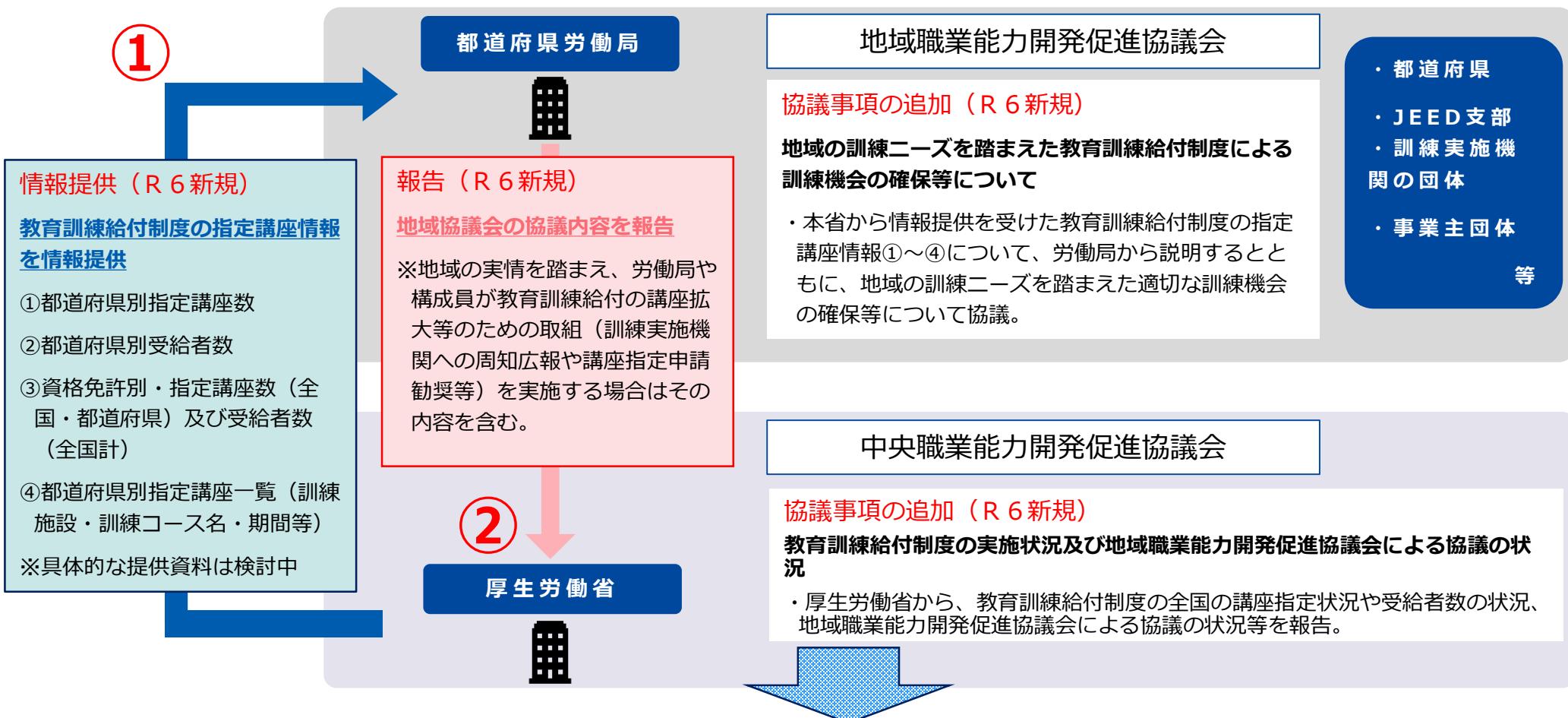
- こうした状況に対応するため、
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
  - 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
- 等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目指し、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

# 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。

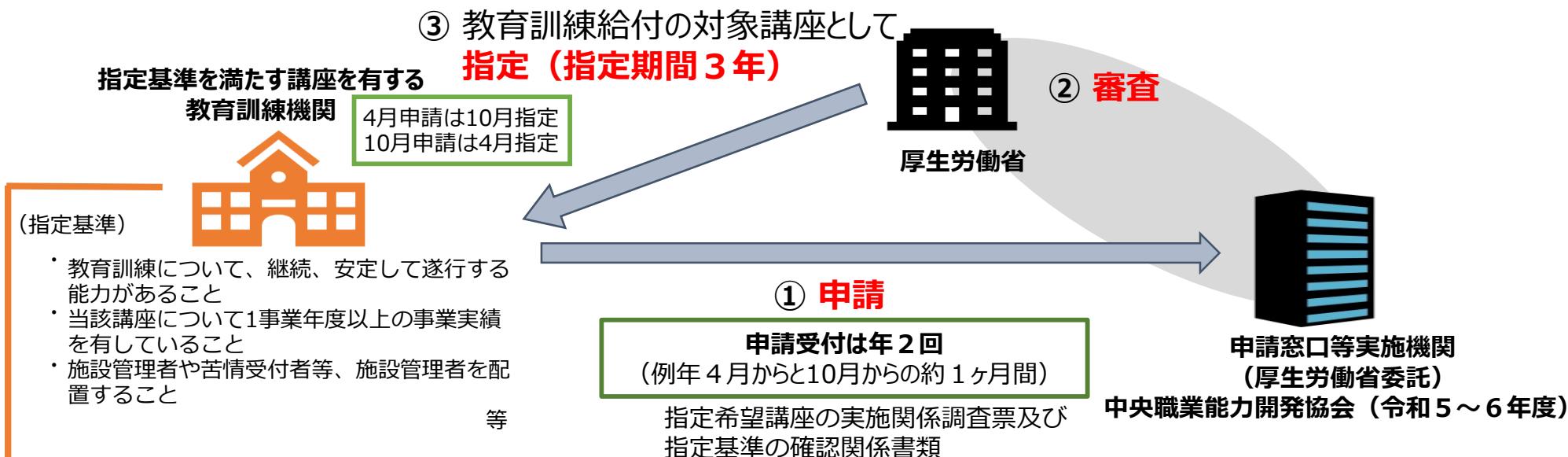
# 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 千葉労働局

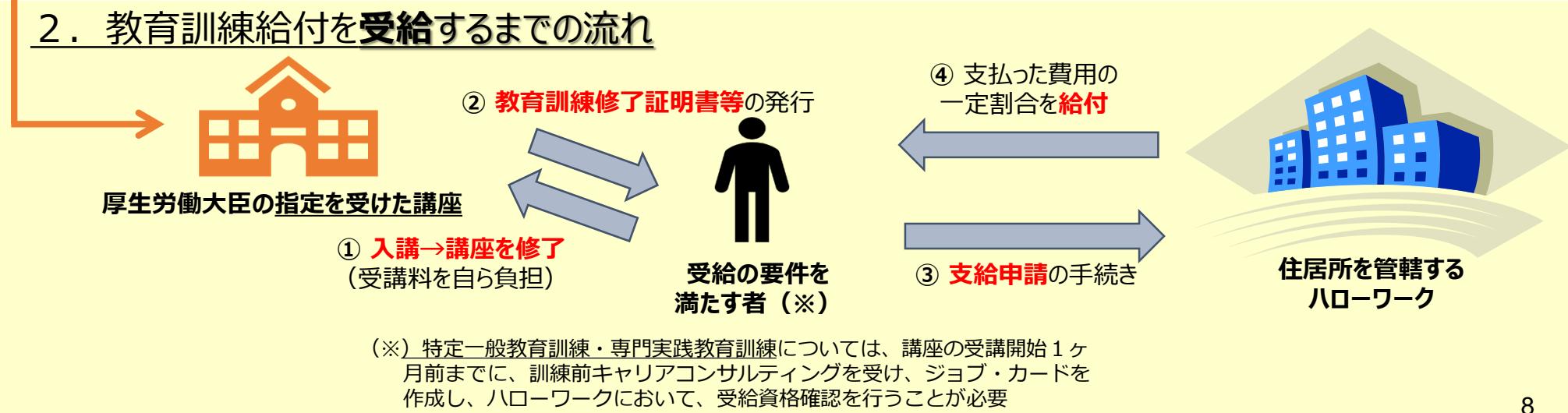
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 教育訓練給付の指定申請等の概要

## 1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



## 2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



# 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

## 輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・  
第二種免許  
中型自動車第一種・  
第二種免許  
大型特殊自動車免許  
準中型自動車第一種免許  
普通自動車第二種免許  
フォークリフト運転技能講習  
けん引免許  
車両系建設機械運転・  
玉掛・小型移動式クレーン・  
高所作業車運転・  
床上操作式クレーン・  
不整地運搬車運転技能講習  
移動式クレーン運転士免許  
クレーン・デリック運転士免許

## 情報関係

第四次産業革命スキル  
習得講座

ITSSレベル3以上(120時間以上)  
の資格取得を目指す講座  
(シスコ技術者認定資格等)

ITSSレベル3以上(120時間未満)  
又は  
ITSSレベル2以上の資格取得  
を目指す講座  
(基本情報技術者試験等)

ITパスポート  
Webクリエイター能力認定試験  
Illustratorクリエイター  
能力認定試験  
CAD利用技術者試験

## 専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%[年間最大  
56万円]を受講者に支給

## 特定一般教育訓練給付

受講費用の40%[上限20万円]  
を受講者に支給

## 一般教育訓練給付

受講費用の20%[上限10万円]  
を受講者に支給

## 専門的サービス関係

### キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験  
ファイナンシャル・プランニング技  
能検定試験  
行政書士、税理士  
中小企業診断士試験  
通関士、マンション管理士試験  
司法書士、弁理士  
気象予報士試験  
土地家屋調査士

### 司書・司書補

産業カウンセラー試験  
公認内部監査人認定試験

## 事務関係

Microsoft Office Specialist  
2016  
VBAエキスパート  
簿記検定試験（日商簿記）  
日本語教員、IELTS  
日本語教育能力検定試験  
実用英語技能検定（英検）  
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT  
中国語検定試験  
HSK漢語水平考試  
「ハングル」能力検定  
建設業経理検定

## 医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務  
者研修を含む）  
社会福祉士  
保育士  
看護師、准看護師、助産師  
精神保健福祉士、はり師  
柔道整復師、歯科技工士  
理学療法士、作業療法士  
言語聴覚士、栄養士  
管理栄養士、保健師  
美容師、理容師  
あん摩マッサージ指圧師  
きゅう師、臨床工学技士  
視能訓練士  
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修  
介護支援専門員実務研修  
介護福祉士実務者研修  
介護職員初任者研修  
特定行為研修  
喀痰吸引等研修  
福祉用具専門相談員  
登録販売者  
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験  
医療事務認定実務者  
(R) 試験  
調剤薬局事務検定試験  
健康管理士一般指導員  
資格認定試験  
メンタルヘルス・マネジメント  
検定試験

## 営業・販売関係

### 調理師

宅地建物取引士資格試験  
  
インテリアコーディネーター  
パーソナルカラリスト検定  
ソムリエ呼称資格認定試験  
国内旅行業務取扱  
管理者試験

## 技術関係

測量士補、電気工事士  
航空運航整備士  
自動車整備士  
海技士

電気主任技術者試験  
建築士  
技術士  
土木施工管理技術検定  
建築施工管理技術検定  
管工事施工管理技術検定  
電気通信工事担任者試験

## 製造関係

### 製菓衛生師

パン製造技能検定試験

## 大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程  
(商業実務、文化、工業、衛生、  
動物、情報、デザイン、自動車整備、  
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・  
家政、医療、経理、簿記、電気・電子、  
ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム  
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラ  
ム（医療、文化教養、商業実務  
関係）

専門職学位  
(ビジネス・MOT、教職大学院、法  
科大学院など)

短時間の職業実践力育成  
プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進  
プログラム（文化教養関係）

修士・博士  
履修証明  
科目等履修生

# 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

- 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。
- 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052	全国計		35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。